



御 監 第 119 号
平成 30 年 2 月 15 日

御 前 崎 市 長 柳 澤 重 夫 様
御前崎市議会議長 増 田 雅 伸 様

御前崎市監査委員 加 藤 英 男
御前崎市監査委員 大 澤 満

定期監査結果報告書(工事監査)の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査(工事監査)を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

平成 29 年度
定期 監 査 結 果 報 告 書

(工 事 監 査)

御前崎市監査委員

平成 29 年度 定期監査報告書（工事監査）

1 **監査の対象** 平成 29 年度 文化振興事業
御前崎市民会館特定天井改修工事
(所管課)教育部社会教育課

2 **監査の期日** 平成 30 年 2 月 5 日(月)

3 監査の方法

監査の対象は、平成 29 年度に実施している土木工事等の中から抽出した。
実施にあたっては、事前に対象工事の所管課から監査資料及び関係資料の提出を
求め、関係職員等から説明を聴取するとともに、確認等を行うため現地調査を実施し
た。

4 監査の結果

監査対象の工事は、いずれも目視の限り設計図書及び施工計画書に沿っておおむ
ね適正に施工されており、施工中の現場は、整理整頓・安全衛生管理の状況も良好
なものでした。また、工事関係書類の整理状況も、おおむね適正に執行されているも
のと認められた。

5 監査の意見

工事着手後 10 日以内に約 3,000 千円の工事変更指示、承認がされていますが、変
更に係るものは設計図書では、見きれない箇所が現場精査により協議がされるものと
考えます。設計業務委託完了から 1 年間期間があり、変更指示、承認の内容には、事
前に現場の状況、工法の見直しにより、当初設計費に見込んでおくことが妥当だと考
えます。また、市民会館の利用制限の期間が、工期より短く設定がされています。安全
対策には万全を期することは最も重要な事であり、工事完了から余裕を持ち、十分な
安全確認を行ったうえで、制限を解除するべきであると考えます。社会教育課の所管
する施設は多くありますので、安全管理と適正な事務処理及び施工に努めてくださ
い。

6 工事の概要

件名	平成 29 年度 文化振興事業 御前崎市民会館特定天井改修工事
契約方法	制限付き一般競争入札(電子入札) (入札日 平成 29 年 6 月 9 日)

契 約 日	当初契約 平成 29 年 6 月 15 日 変更契約 平成 29 年 10 月 2 日
請 負 金 額	当初契約 23,760,000 円 変更契約 30,102,840 円
工 期	当初契約 着手 平成 29 年 6 月 16 日 完成 平成 29 年 10 月 13 日 変更契約 変更なし
工 事 場 所	御前崎市 池新田地区
請 負 業 者	明工建設株式会社
工 事 概 要	<p>目的:東日本大震災の被害を受け、平成 26 年 4 月の特定天井にかかる、建築基準法の改正がされ、御前崎市民会館の吊り天井について、耐震性を考慮し安全性の確保を図るため、特定天井改修工事を実施</p> <p>※特定天井(大規模吊り天井)…脱落により重大な危害を生ずる恐れがある天井。6m を超える高さにあり、面積 200 m²超、質量 2kg/m²の吊天井で人が日常利用する場所に設置されているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天井改修工事 ・落下防止ネット工事 面積:536.7 m² ・振れ止め工事 ・振れ止め補強工事(天井裏)

7 現場監査の様子

